

公益財団法人明光教育研究所 第7回 給付奨学金 継続申込者向け 募集要項

この募集要項には、「第7回給付奨学金」についての詳しい説明が書かれています。
必ず最後までお読みになったうえで、お申し込みください。
また、「奨学金規程」「個人情報保護規程」もご確認ください。

なお、この募集要項は、一年前に申込を受け付けた「第6回給付奨学金」に採用され、
現在、当財団からの奨学金の給付を受けている方専用のものです。

現在当財団からの奨学金の給付を受けていない方は、
継続者向けではない「募集要項」をご確認ください。

奨学金概要について

1	目的	2
2	申込資格	2
3	制度概要	2
4	スケジュール	3
5	給付金額と学齢について	3
6	給付期間と継続申込について	3
7	使用目的と給付金額	4

申込について

8	奨学生と申込者について	5
9	申込書類の準備	5
10	申込方法	5
11	提出書類一覧	6
12	書類を提出する	9

審査～採用までの流れ

13	審査について	12
14	採否通知の到着、奨学生としての権利	12

奨学生として採用された後の流れ

15	採用後書類提出（該当者のみ）	13
16	奨学金の振込	13
17	奨学生としての義務	14
18	書類の提出	15

複数年度にわたる奨学金の給付について

19	奨学金の継続手続	16
----	----------	----

奨学金概要について

1 目的

学習意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない子どもたちに、奨学金の給付を行うことで、子どもたちの明るい未来を創造すること

2 申込資格

第7回給付奨学金への継続申込が可能となるのは、第6回給付奨学金で奨学生として採用され、2021年4月時点で小学生、中学生、高校生、大学生、及びそれに準じた学齢となる方です。

また、申込には、次の条件のうち、いずれか1つ以上を満たすことが必要です。

- ひとり親家庭の子どもである。又は以前ひとり親家庭で生活しており、現在は進学に伴う転居や世帯分離等の理由で、保護者の援助のない状態で生活している。
- 保護者が、病気、怪我、介護等の事情により、就労困難な状況にある。
- 施設（児童養護施設、自立援助ホーム等）に在籍している。又は以前施設に在籍しており、現在は施設を出て、保護者の援助のない状態で生活している。
- 里親に養育されている。又は以前里親に養育されており、現在は養育措置が解除された等の理由で、保護者の援助のない状態で生活している。
- 両親以外の親族、親権者などに養育されている。（祖父母や叔父叔母による養育等）
- 保護者不在の状態で生活している。（子どもだけで生活している場合等）

3 制度概要

給付金額	・小中学生等：最大10万円／1人 ・高校生等：最大40万円／1人 ・大学生等：最大60万円／1人	→詳しくは：P3 「5 給付金額と学齢について」
給付期間	1年間 (ただし、1年ごとの継続申請が可能)	→詳しくは：P3 「6 給付期間と継続申込について」
併給	可能（国・都道府県などの公共団体はもちろん、 学校・病院・企業・団体等の奨学金などの制度とも一緒に受けられます。）	
注意点	奨学金は、当財団が定める「使用目的」にのみ 使用できます。	→詳しくは：P4 「7 使用目的と給付金額」
採用予定人数	26名程度	
申込方法	定められた期日までに、 申込書類一式を当財団宛てに郵送（持込不可） 又は 同等の内容をWebの専用フォームで入力	→詳しくは：P5～P11 「申込について」

本奨学金は、「給付型」奨学金です。奨学金を返済する必要はありません（ただし、虚偽の申告、各種義務の不履行、学業成績・生活状況等の著しい変化等があり、それが特に悪質と認められる場合は、返金を求めることがあります）。申込にあたり、連帯保証人は不要です。学力や、世帯収入額の基準はありません。

4 スケジュール

2021年1月22日	郵送申込受付終了（当日消印有効）
2021年1月22日 21:59	Web申込受付終了
2021年3月31日まで	採否通知の発送（郵送）
2021年6月1日、9月1日、12月1日、2022年3月1日	奨学金給付（年4回）

5 給付金額と学齢について

本奨学金は、奨学金の給付を受ける方の「学齢」によって、給付金額が次のように変わります。

学齢区分	2021年4月1日時点の学齢	給付金額
小中学生等	小学生、中学生、義務教育学校生、 中等教育学校1・2・3年生、 特別支援学校小学部・中学部生 など	最大10万円／1人
高校生等	高校生、浪人生、中等教育学校4・5・6年生、 高等専門学校1・2・3年生、特別支援学校高等部生 など	最大40万円／1人
大学生等	大学生、短期大学生、専門学校生、 高等専門学校4・5年生、特別支援学校専門科生 など	最大60万円／1人

「学齢」は、2021年4月1日時点のものであります。

例えば、「2021年1月1日時点で高校3年生であり、2021年4月1日から大学へ進学する予定の受験生の方」であれば、「2021年4月1日時点の学齢」は「大学1年生」となり、奨学生に採用された場合の給付金額は「最大60万円」となります。（万一、志望通りの進路とならなかった場合は、採用通知発送後、個別のご対応とさせていただきます。）

大学院生は対象外となります。また、「第7回給付奨学金」において、小中学生等の学齢へお申込みいただけるのは、「第6回給付奨学金」で採用され、現在当財団からの奨学金の給付を受けている、「継続申込」の方のみとなります。

お間違えのないよう、充分ご注意ください。

6 給付期間と継続申込について

本奨学金は、1年間の給付を基本としています。

ただし、奨学生として採用された次の年に、進級や進学をする場合、「奨学金の継続」手続きを行うことで、次年度の奨学金の給付を希望することができます。継続手続きにかかる選考審査の結果、採用となれば、次年度以降も奨学金の給付を受けることができます（このとき、進学等によって学齢が変動する場合は、奨学金給付の金額もそれに応じて変動する場合があります）。

毎年継続手続きを行うことで、複数年度にわたる奨学金の継続した給付を受けることも可能です。この場合、最長年数の制限はありません。

継続手続きの選考審査の結果、不採用となった場合は、その年度に奨学金の給付を受けることはできません（ただし、更に次の年度以降に、改めて新規申込を行うことは可能です）。

なお、奨学生として採用された次の年に、当財団の奨学金の申込実施が行われない場合は、この限りではありません。「奨学金の継続」手続きについては、奨学生として採用された後、改めて当財団よりご案内いたします。

7 使用目的と給付金額

申込時に、奨学金の「使用目的」及び「希望金額」を申込書類に記入（又はWebフォームに入力）していただきます。これに基づいて、「給付金額」を決定し、奨学金を給付します。

「使用目的」は、以下の3種類のみとなります（複数種類を組み合わせることもできます）。

1. 学校で必要になる費用

…学校の授業料、入学金、施設負担金、給食費、制服代、学校指定備品代、受験料、学校で必要となる教科書・参考書・問題集・辞書・専門書・学術誌等の購入費用、学校のカリキュラムで定められた海外留学・資格取得・各種実習等にかかる費用、その他学業に必要な物品（パソコン、電子辞書、その他専門的な備品等）の購入費用

OK

2. 塾、予備校、家庭教師、通信教育の費用

…塾・予備校・家庭教師・通信教育（これ以降、これらを「塾等」と呼びます）の、入会金、授業料、各種維持費（施設費や総合指導費等）、講習受講料、模擬試験受験料、塾等で指定された教科書・参考書・問題集等の教材の購入費用（科目は原則として国語・算数・数学・英語・理科・社会のみ）

OK

3. 自学自習費用

…上記「1」「2」以外の目的（自学自習や資格試験など）のために使用する、教科書・参考書・問題集等、学業に不可欠な教材・各種備品の購入費用や受講・受験費用

OK

以下の目的においては、奨学金を使用できませんのでご注意ください。

使用目的として認められないもの

任意加入の部活動にかかる費用、学業目的でない修学旅行にかかる費用及び積立金、通学にかかる費用、寮生活に必要な費用（家賃や光熱費等）、必ずしも学業に必須ではないパソコン・電子辞書・楽器・料理器具等の購入費用、国・算・数・英・理・社以外の習い事費用（そろばん教室や英会話教室も認められません）、学校のカリキュラムで定められていない海外留学にかかる費用等

NG

以下の注意事項を必ずお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

注意事項

- ！ 申込時に「希望金額の根拠となる資料」をご提出いただきます。正当な理由なくご提出がない場合は書類不備として失格となります。 →詳しくは：P8「⑤金額の根拠となる資料について」
- ！ 奨学金は、申込時に記入した使用目的でのみ利用できます。採用後、使用目的に沿った領収書等の提出がなされない場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。 →詳しくは：P15「18 書類の提出」
- ！ 給付金額は、申込時に提出していただく資料に基づき決定されます。決定後、正当な理由なく金額を変更することはできません。
- ！ 給付金額は、選考委員会の審査に基づき決定されるため、希望金額とは異なる場合があります。予めご了承ください。

8 奨学生と申込者について

この奨学金を申し込むには、「奨学生」と「申込者」、お二人の情報が必要となります。

現在当財団からの奨学金の給付を受けている方を「奨学生」と呼び、その申込をサポートする立場となる方（奨学生の保護者等）を「申込者」と呼びます。

原則として、この奨学金へのお申込（申込書類への記入等）は、年齢に関わらず「奨学生」主体で行っていただきます。

「申込者」となれるのは、原則として、奨学生の養育者（保護者、親族、後見人等）又は奨学生が入所している施設の施設長です。これらの条件に該当する方がいらっしゃらない場合のみ、例外として、学校の教職員の方等、上記条件を満たさない方が「申込者」となることができます。

- 原則として、「奨学生」本人が「申込者」を兼ねることはできません（奨学生に万一のことがあった場合の緊急連絡先を兼ねるため）が、どうしても当てはまる方がいらっしゃらない場合は、「奨学生」本人が「申込者」となることができます。

9 申込書類の準備

申込書類は、当財団のホームページから、PDF形式でダウンロードいただけます。パソコンやプリンターをお持ちでない場合も、スマートフォンまたはタブレット等を利用して、全国の主要コンビニエンスストア等で印刷することができます。

申込書類は、「A4」というサイズの手紙に「片面印刷」で印刷のうえ、ご活用ください。

当財団から、印刷した状態の資料をお送りするご対応はできかねますので、予めご了承ください。

- パソコン、スマートフォン、タブレット等をお持ちでない場合や、お近くに印刷サービスに対応したコンビニエンスストアがない場合、健康上の理由でコンビニエンスストア等に行くことが不可能である場合のみ、例外として当財団から資料一式を郵送することが可能です。詳しくは当財団ホームページをご確認ください。

10 申込方法

当財団の奨学金へのお申込みは、「郵送」「Web」の二通りの申込方法があります。

「郵送申込」は、定められた書類一式を紙の状態揃え、これを2021年1月22日(金)(消印有効)までに、当財団まで郵送でお送りいただく方法です。

「Web申込」は、定められた内容及び画像やPDFファイルを、2021年1月22日(金)21時59分までに、専用のWebフォームからご入力及びアップロードしていただく方法です。

どちらの方法でも、ほぼ同一の内容をご記入・ご提出いただくこととなります。

「郵送」及び「Web」の申込方法の違いが、選考結果に影響を与えることはありません。

詳しい申込方法や必要書類については、P9「12 書類を提出する」をご確認ください。

また、一人の希望者様がお申込いただける回数は、「郵送またはWeb、どちらか一回のみ」です。

「郵送でもWebでも申込を行った」場合や、「郵送で複数回申し込んだ」場合、「Webで複数回申し込んだ」場合等、おひとりの希望者様について意図的に複数回のお申込みがあった場合は、その申込全てが失格となりますので充分ご注意ください。（ただし、「Webフォームのエラーによって二重投稿された」等、システム側の問題でお申込が重複した場合は失格とはなりません。）

1 1 提出書類一覧

●記入・入力が必要なもの

「郵送申込」での書類の名前	「Web申込」での画面の名称
継続申込書	「基本情報」、「生活に関する情報」画面で入力
一カ月分の生活費申告書(継続)	「生活に関する情報」画面で入力
奨学金使用目的書(継続)	「学業の状況や使用目的」画面で入力
①作文(継続)	「必要書類のアップロード」画面で入力
誓約書(継続)	「入力前の注意」画面で確認
提出書類一覧(継続)	申込前の確認画面で確認

●記入・入力は必要ないもの（郵送する封筒に同封、又はWebでアップロードする書類）

書類の名前	備考
②収入を証明する書類	所得証明書もしくはそれに準じた書類 (奨学生が児童養護施設などの施設に在籍している場合は、提出不要)
③家庭事情に応じた書類	該当の場合のみ提出が必要 (奨学生がひとり親家庭の子どもである場合は、提出不要)
④金額の根拠となる資料	奨学金を使用する目的の金額の根拠が確認できる資料

- 原則として、記入・入力する内容は、年齢に関わらず、奨学生主体でご検討ください。
- 申込の際は、「募集要項」「記入例」を必ずご確認ください。
- 必要な書類が添付（アップロード）されていない場合、書類不備として失格となります。募集要項を参考によくご確認ください。
- 記入・入力が必要な項目が空欄である場合、書類不備として失格となります。

なお、中には「記入・入力が必要ではない項目」もあります。例えば、固定電話をお持ちでない場合、「固定電話番号」をご記入・ご入力いただく必要はなく、この欄が空欄であっても書類不備とはなりません。しかし、記入・入力必須の項目（例えば「奨学生の氏名」等）が空欄だった場合、書類不備として失格となります。「記入・入力が必要ではない項目」については、「記入例」に記載がありますので、よくご確認ください。

①作文について

『今までに自分が「成長した」と感じた経験に触れながら、あなたは、今後どのように成長していくと考えますか?』というテーマで、奨学生に作文を書いていただきます。規定字数は、2021年4月1日時点の学齢によって変わります。

2021年4月1日時点の学齢	規定字数
小中学生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）1枚以上
高校生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）2枚以上
大学生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）3枚以上

作文用紙は、当財団指定の書式をご利用ください（横書き）。作文用紙が足りなくなった場合は、コピーしてご利用いただくか、「別紙」にご記入ください。

- 郵送申込の場合、作文に限り、HB以上の鉛筆またはシャープペンシルでご記入いただけます。もちろん、黒または青のボールペンでご記入いただくことも可能です。
- Web申込の場合、作文の内容をテキストとしてご入力いただくことも可能ですが、所定の作文用紙に記入したものを、鮮明な状態でスキャン又は撮影してアップロードしていただくことも可能です。ただし、スキャン又は撮影する際は、内容が読み取りやすいよう、ボールペンなど濃い筆記用具ではっきりご記入ください。

②収入を証明する書類について

申込者の収入の状況に応じて、以下の表の通りご提出ください。ただし、奨学生が、児童養護施設などの施設に在籍している場合は、この書類の提出は不要です。

書類はいずれも、「お申込時点でご準備いただける、最新のもの」をご提出ください。例えば、「今年度分」が未発行である場合は「昨年度分」を、それも未発行の場合は、「その前の年度の分」をご提出いただければ構いません。

収入の状況	提出する書類（直近のもの）	発行元
給与所得者である または 自営業で確定申告をしている	所得証明書 または 源泉徴収票のコピー	市区町村 または 勤務先法人等
雇用保険基本手当 （失業給付）を受給している	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
年金を受給している （障害年金、遺族年金等含む）	年金振込通知書のコピー または 年金額改定通知書のコピー	日本年金機構等
生活保護費を受給している	生活保護決定通知書のコピー または 生活保護変更通知書のコピー	市区町村福祉事務所
各種手当をもらっている	各種手当の通知書のコピー	市区町村

③家庭事情に応じた書類について

以下の表に従って、書類をご提出ください。

家庭事情	提出する書類
ひとり親家庭の子どもである	（提出不要）
里親家庭の子どもである	児童委託証明書のコピー
施設に在籍している	施設在籍証明書のコピー
保護者が就労困難な状況である	医師の診断書（一年以内発行）、障害者手帳のコピーなど、 保護者が就労困難な状況にある事情を証明できるもの

④金額の根拠となる資料について

申請する使用目的に応じて、以下の資料を添付してください。

郵送申込の場合は、パンフレットやチラシをそのままご提出いただくのではなく、該当箇所をA4用紙にコピーした状態でご提出ください。Web申込の場合は、該当する箇所をスキャン又は撮影いただき、PDF形式、またはJPG・PNG形式でアップロードください。

使用目的	必要になる資料
学校で必要になる費用	希望する使用目的の金額が記載された資料のコピー (受験のしおり、学校からの振込依頼や引落連絡などのプリント、購入しなければならない教材や備品のリスト、留学案内、該当するWebページをプリントアウトした紙など)
塾、予備校、家庭教師、通信教育の費用	希望する使用目的の金額が掲載された資料のコピー (塾等のパンフレット、料金表、見積書、必要となる教材のリスト、該当するWebページをプリントアウトした紙など)
自学自習費用	購入したい書籍等の名前と金額が記載された資料のコピー (該当するWebページをプリントアウトした紙など)

- 複数の使用目的で申し込む場合は、それぞれに必要な「金額の根拠となる資料」をご提出ください。
- 申込時点で受験生であり、「志望校が複数あって、受験結果はまだ出ていないので、4月からどの学校に通うかは、まだわからない」という場合は、志望校を「奨学金使用目的書」又は「学業の状況や使用目的」画面にご記入・ご入力の上、その分の資料をご用意ください。
- 申込時点で、金額を確定させたり、資料を用意したりすることが難しい場合は、「奨学金使用目的書」又は「学業の状況や使用目的」画面に、見込み金額（概算）をご記入・ご入力ください。

例えば「来年度の学校でかかる教科書代や給食費などが、申込時点ではわからない」場合は、学校の先生や先輩から、去年の金額の概算を教えていただき、その金額と「先生（先輩）から、去年は大体このくらいの金額であったと伺いました」というような一文をご記入ください。

「学校や塾から、口頭で『こういう費用が必要だ』とは言われているが、それが書かれた資料がない」場合、その金額と「学校（塾）の先生から、口頭でこの費用が必要だと言われているが、資料がない」というような一文をご記入ください。

その他資料のご用意が難しい理由がある場合は、その旨と金額をご記入・入力ください。なお、この場合、必要に応じて、当財団から確認のためのご連絡を差し上げる場合があります。

12 書類を提出する

(1) 郵送申込の方法

郵送申込期間は、2020年12月1日(火)～2021年1月22日(金)(消印有効)です。
この期間内に、必要書類を揃えて、郵送にてご提出ください。

送り先：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル29階
公益財団法人 明光教育研究所 奨学金継続申込係

郵送の際は、封筒に上の宛先をご記入いただくか、このページ右下の点線部分を切り取って、封筒にお貼りください。

申込書類一式は「A4」サイズの内紙で、「片面印刷」でご準備いただき、折らずに封筒に入れた状態でご提出ください。その際、クリップ、ホチキス、付箋等の利用はご遠慮ください。

郵送の際は、ご家庭から直接お送りいただくことも、学校からお送りいただくことも可能です。ただし、1つの封筒に複数の奨学生の申込書類を入れてお送りいただく場合は、それぞれの申込書類をクリアフォルダなどにお入れください。また、兄弟姉妹等でまとめてお申込みいただく場合でも、それぞれのお申込書類を不備なくご用意ください。（「一か月分の生活費申告書」や「収入を証明する書類」等も、人数分ご用意いただく必要があります。）

念のため、郵送前に提出書類一式をコピーの上、お手元で保管ください。

- 「消印有効」ですので、2021年1月22日当日、あるいはそれ以前の日付の消印が封筒に押された申込を受け付けます。それ以降の日付の消印のお申込や、消印のない申込は失格となります。
- 書類を直接当財団にお持ち込みされた場合、失格となります。
- 記入が必要な箇所が空欄だったり、必要な書類が添付されていないかたりする場合、書類不備として失格となります。募集要項を参考によくご確認ください。
- 後から追加で書類をお送りいただくことはできません。発送前によくご確認ください。
- 特定の申込書類が、当財団に到着しているかどうかのご確認には、一切ご対応できません。予めご了承ください。
- 申込書類を準備する時間と、郵便局や郵便ポスト等へ封筒を投函するのに必要な時間を考慮し、十分な余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。
- 申込用紙は、「A4」の内紙サイズに「片面」で印刷し、ご記入ください。用紙サイズが「A4」ではない場合や、用紙の両面に印刷・記入されている場合、書類不備として失格となる場合もあります。
- 黒または青のボールペンで、読みやすいようにご記入ください。鉛筆・シャープペンシルや、熱で消えるボールペン等は使用できません（書類不備となります）のでご注意ください。ただし「作文」のみ、鉛筆やシャープペンシルでご記入いただけます。
- ボールペンで記入する代わりに、パソコン等を使い、当財団のホームページからダウンロードした「申込書類PDF」にご入力・印刷していただいても構いません。ただし、操作方法などについては一切お答えできかねますのでご了承ください。なお、郵送ご提出の際、「ボールペンで記入した書類」と「パソコンなどで入力・印刷した書類」が混在していても問題ありません。
- 訂正の際は二重線などで消してください（訂正印は必要ありません）。
- Web申込の際に必要な「奨学生の顔写真」は必要ありません。ただし、郵送申込のみ、一部書類に押印をいただく必要があります。なお、押印は認印で構いません。

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目20番1号
住友不動産西新宿ビル29階

公益財団法人 明光教育研究所
奨学金継続申込係

(2) Web申込について

Web申込期間は、2020年12月1日(月)～**2021年1月22日(金)21時59分**です。

この期間内に、専用Webフォーム「明光教育研究所 第7回給付奨学金 Web申込フォーム(継続用)」よりお申込ください。Webフォームには当財団のホームページからアクセスすることが可能です。パソコンでも、スマートフォン・タブレットからでもお申込みいただけます。

Webフォームでご記入いただく内容や、ご提出いただく書類の内容は、「郵送」でのお申込とほぼ同じです。回答項目の数や内容が多く、入力には時間がかかることが予想されるため、先にお手元に「募集要項(本冊子)」「申込書類」「申込書類記入例」をご用意いただき、下書きとして「申込書類」の各項目への記入内容をご検討いただいたうえで、Webフォームへご入力ください。

- 2021年1月22日(金)21時59分までに、Webフォームでのすべての入力・アップロード操作を終え、「申込受付が完了しました。」と表示された申込のみを受け付けます。申込期間内にWeb申込を完了できなかった場合、自動的に失格となります。
- Webフォームでは、「申込受付が完了しました。」という一文が画面に表示されて、初めて申込完了したこととなります。それまでは申込は完了しておりませんのでご注意ください。
- 特定のお申込について、申込受付が正常に完了しているかどうかのご確認には、一切ご対応できません。予めご了承ください。
- Webフォーム、通信環境、端末その他のエラーのために申込が正常に完了しなかった場合も、個別のご対応はできかねますのでご了承ください。
- 申込完了後に、記入・アップロードしていただいた内容を変更することはできません。申込を完了する前に、内容をよくご確認ください。
- 「収入を証明する書類」等の一部書類は、内容が読み取れるように鮮明な状態でスキャン又は撮影していただき、PDF形式、またはJPG・PNG形式でアップロードいただく必要があります。詳しい操作方法についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- Webフォームには一時保存機能があります。入力中は、時間経過・誤操作・機器トラブルなどで入力内容が消えてしまうことがないように、この機能をご活用ください。なお、これはご利用の端末のブラウザに一時的に保存されるものであり、完全な動作をお約束できるものではないことをご了承ください。
- 入力が必要な箇所が空欄だったり、必要な書類がアップロードされていなかったりする場合、書類不備として失格となります。募集要項を参考によくご確認ください。
- 締切直前はWebフォームへのアクセスが集中し、正常に入力・投稿ができなくなる可能性があります。入力にかかる時間や、万が一の機器トラブル等にも対応できるだけの時間も考慮し、十分な余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。
- 郵送申込の際に必要な「押印」は必要ありません。ただし、Web申込のみ、「奨学生の顔写真」の画像を、PDF形式、またはJPG・PNG形式でアップロードしていただく必要があります。

(3) 申込上のご注意

書類を提出する前に、以下の注意事項をよくお読みいただくようお願いいたします。

注意事項

- ！ 審査の結果、不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。
- ！ 審査の対象となるのは、郵送申込であれば2021年1月22日までの消印が押された申込書類、Web申込であれば2021年1月22日21時59分までに申込受付が完了した申込のみです。
- ！ それ以降の消印が押された申込、直接お持込された申込、期限までに申込受付が正常に完了しなかった申込は、すべて提出締切超過で失格となります。時間に充分余裕をもってご準備・ご提出ください。
- ！ 記入・入力が必要な個所が空欄だったり、必要な書類が添付・アップロードされていなかったりする場合、書類不備として失格となります。お申込の前に、十分にご確認ください。
- ！ 黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペンでの記入は、書類不備として失格となります。(例外として、郵送申込での「作文」だけは、鉛筆やシャープペンでの記入が可能です。)

(4) 申込期間について

申込期間中に、地震や洪水といった大規模な自然災害等によって大きな被害があったり、地域単位で郵便の集配等が大幅に遅延したりした場合は、申込期間を延長する等の例外的な対応を行う場合があります。その場合は当財団のホームページでご案内いたします。それ以外は、申込期間の延長は一切認められません。また、個別のお問い合わせには一切お答えできません。

1 3 審査について

審査は、当財団の「選考委員会」が、ご提出いただいた申込書類を総合的に判断して行います。

注意事項

- ！ 審査基準や審査方法等に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ！ 審査にあたって、当財団から奨学生もしくは申込者に対し、より詳しい事情の説明などを求める場合があります。

1 4 採否通知の到着、奨学生としての権利

2021年3月31日までに、採用または不採用の結果が書かれた「採否通知」を順次発送いたします。郵送先は、申込書にご記入いただいた奨学生又は申込者のご住所です（どちらのご住所にお送りするかは、申込書ご記入・ご入力の際にお選びいただけます）。2021年4月上旬にはお手元に届く予定となります。

採用となった場合、奨学生は、採否通知を受け取った日から2022年3月31日までの一年間、当財団の「奨学生」となり、当財団からの奨学金を給付される権利を獲得します。

また、採用となった場合、「給付金額通知」を合わせてお送りいたします。これは、選考委員会の審査により決定された給付金額及びお振込の予定日をお伝えするものです。これらの書類は、大切に保管してください。

注意事項

- ！ 審査基準や審査方法等に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ！ 申込書類は返却いたしません。当財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。
- ！ 「給付金額通知」に記載される年間給付金額は、審査の結果、ご希望の金額とは異なる場合があります。予めご了承ください。
- ！ 採否通知の到着前に、申込書に記入した住所とは異なる住所への転居等を行う場合は、当財団までお問い合わせください。
- ！ 万一、2021年4月15日（木）を過ぎても採否通知が到着しない場合は、大変お手数ですが、当財団までお問い合わせください。
- ！ 奨学生としての権利は、原則として2022年3月31日まで継続しますが、虚偽の申告を行った場合や、各種義務を正当な理由なく怠った場合等、悪質な事案については、年度の途中であっても、当財団の奨学金規定に基づき、奨学生の権利を剥奪する等の措置をとる可能性があります。

奨学生として採用された後の流れ

15 採用後書類提出

奨学生として採用された場合、以下の書類の提出が必要となります。2021年4月30日(金)必着にてご提出ください。詳しくは、「採否通知」に同封する書類にてご案内いたします。

書類の名前	内容
入学を証明する書類	2021年4月1日以降に発行された、「入学証明書」又は「在学証明書」又は「生徒手帳のコピー」(「合格証明書」は不可。奨学生が2021年4月に進級した場合、提出不要)
戸籍を証明する書類	奨学生の情報が記載された「戸籍謄本」の原本(市区町村発行)(奨学生が児童養護施設などの施設に在籍している場合は、提出不要)
口座届	奨学金の給付を受ける口座の情報を記入する書類(書類のフォーマットは、「採用通知」と同時に送付いたします)

16 奨学金の振込

奨学金の給付は、国内主要金融機関(各種銀行、ゆうちょ)への振込で行います。振込先は、採用後提出書類「口座届」でご記入いただく口座です。

原則として、右の表の日程で、年4回、給付金額の4分の1ずつを振り込みます。ただし、年間給付金額が20万円に満たない場合は、2021年6月1日(火)に一括給付として振込を行う場合があります。

奨学金の振込予定日は、「給付金額通知」にてご案内いたします。

1回目の給付	2021年6月1日(火)
2回目の給付	2021年9月1日(水)
3回目の給付	2021年12月1日(水)
4回目の給付	2022年3月1日(火)

注意事項

- ! 書類の提出を、正当な理由なく怠った場合、奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。書類の提出時期には十分にご注意ください。
- ! 上記の理由以外で、奨学金振込予定日の翌日になっても奨学金が振り込まれていない場合は、大変お手数ですが、当財団までご連絡ください。
- ! 特に、最初の振込となる、2021年6月1日の給付後は、必ず、ご利用の口座に奨学金が振り込まれているかどうかをご確認ください。万一、振込がなされていない場合は、大変お手数ですが、すみやかに当財団までご連絡ください。
- ! 奨学金を振り込む口座を変更したい場合は、当財団までご連絡ください。

17 奨学生としての義務

奨学生として採用された場合、以下の義務が発生します。

これらの義務は、原則として、奨学金の採否通知を受け取った日（2021年4月上旬予定）から、翌年度末の定期提出書類を当財団が正式に受理するまで（2022年4月末予定）継続します。

- 定期提出書類を提出すること →詳しくは：15ページ「18 書類の提出」
- 何らかの変更があった場合、届出をすること →詳しくは：15ページ「18 書類の提出」
- 当財団から連絡等を受けた場合は、可能な限りすみやかに応じること
- 当財団の奨学生という自覚をもち、勉学や日々の生活に励むこと

注意事項

- ！** これらの義務を、正当な理由なく怠ったり、虚偽の報告をしたりした場合、奨学金の給付を休止又は停止する可能性があります。また、特に悪質と認められる場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ！** 奨学金給付後に、極めて重大な虚偽の申告をしていたことが発覚した場合など、特に悪質と認められる事案では、当財団は奨学金の返還請求を行うことができます。その場合、返還請求を受けた者は、奨学生としての義務を満了しているかどうかにかかわらず、奨学金返還に応じる義務があります。

また、奨学生が本奨学金プログラムを満了したあとも、今後の奨学金事業の運営のため、ご連絡先の確認、近況等に関するアンケートへのご協力をお願い、当財団が実施する懇親会などのイベントのご案内などを差し上げる場合があります。これらのアンケートやイベントにご協力いただいた場合は、そこで得た情報を全て匿名で管理した上で、当財団の奨学金事業の改善のみを目的として利用させていただきます。（他の目的での利用や、第三者への提供などは、一切行いません。）

ぜひ、ご協力の程よろしくお願いたします。

18 書類の提出

奨学生は、以下の通り、当財団に対して書類の提出を行わなければいけません。

正当な理由なく提出が行われない場合は、その後の奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。また、翌年度以降の奨学金の継続申請において不利になる可能性がありますので、充分ご注意ください。

なお、期限内の書類提出が困難な事情（学校の成績発行が提出期日に間に合わない、長期実習や留学等が提出期間と重なっている、体調の悪化によって療養が必要等）がある場合は、個別にご対応が可能です。その場合は当財団までご連絡ください。

(1) 定期提出書類の提出

ご在籍の学校の学期が終了した後、45日以内に、次の3種類の書類をご提出いただきます。詳しくは、採用後改めてご案内いたします。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 「生活状況報告書」（奨学生または申込者が記入） |
| <input type="checkbox"/> 「奨学金使用届」（領収書を添付） |
| <input type="checkbox"/> 最新の成績証明書、または、通知表のコピー |

(2) 何らかの変更があった場合の届出

下記に当てはまる何らかの変更があった場合、届出を行っていただきます。

変更の種類	発生する義務
奨学生または申込者が転居、転籍、転学した	「転居、転籍、転学届」を提出
奨学生が休学、退学した	「休学、退学届」を提出
奨学生または申込者が改氏名、転職、結婚した	「改氏名、転職、結婚届」を提出
振込先の口座情報を変更したい	「口座変更届」を提出
その他重要な事項に変更があった	当財団に電話ですみやかに連絡

注意事項

！ 書類の提出を、正当な理由なく怠った場合、奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。書類の提出時期には十分にご注意ください。

！ 期日までに書類を提出することが困難となる正当な理由がある場合は、個別にご対応いたしますので、必ず事前に当財団までご連絡ください。

複数年度にわたる奨学金の給付について

19 奨学金の継続手続

この「第7回給付奨学金」で採用された奨学生が、2022年4月に進級又は進学する場合は、「奨学金の継続手続」を行うことで、次年度の奨学金給付を申し込むことができます。奨学金は自動継続ではありませんのでご注意ください。

対象となる方には、2021年12月までに、改めて詳しいご案内をお送りいたします。

その他

ご不明点につきましては、公益財団法人明光教育研究所事務局までご連絡ください。
お電話でのお問合せは受付しておりません。

また、お問合せの内容によってはお答えできない場合がございます。予めご了承ください。

ホームページ <http://www.meiko-zaidan.jp/>

メー ル info@meiko-zaidan.jp

2020年11月30日